慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『朝野群載』巻十三の問題点
Sub Title	A moot point of Choya-gunsai Vol.13
Author	佐藤, 道生(Sato, Michio)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2013
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.104, (2013. 6) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01040001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『朝野群載』巻十三の問題点

佐藤　道生

はじめに

『朝野群載』は算博士三善為康が編纂した漢文体の模範例文集である。奈良時代から平安時代後期に至るまでの文章約八百篇を本書に見ることができる。巻頭に永久四年（一一一六）の序文が置かれているが、それ以降の作品を含み、最下限が長承元年（一一三二）であることから長承・保延頃に成立したものと考えられている。全三十巻、現存二十一巻で、巻一から巻三までの文筆部は撰者の文学的関心から、『本朝文粋』に倣って儒者・文人による文章を形式（文体）に従って分類し、これに対して巻四以下は一転して、貴族社会で作成される各種文書の典型例・模範例を関連部署別に巻立てし、その内容に従って分類している。

本書には彌永貞三氏による詳細な解題が備わっている（『国史大系書目解題』上巻、一九七一年、吉川弘文館）。それによれば、本書には重複・追補・脱落など編集上の不備が散見され、未定稿のままに終わったものと推測されるが、本

書の史料的価値は各種文書の実例が文範の視点から集成され、そこから得られる情報が極めて豊富な点にあるとしている。本稿で取り上げる巻十三に関して言えば、所収の文書は紀伝道の制度の実態を把握するための史料としてだけでなく、そこから儒者の伝記に関する情報が得られる点でも大きな価値を持っている。例えば、康平六年（一〇六三）正月付の文章博士某による、藤原有信の策試を申請する奏状は、『本朝無題詩』作者である日野流の儒者、藤原有信の伝記資料となるものである。文中に「件有信、去天喜三年補文章生、康平四年補得業生。（件んの有信、去んぬる天喜三年文章生に補し、康平四年得業生に補す）」とあることから、有信の紀伝道在籍時の経歴として、学問料を支給される栄誉には浴さず、省試に及第して一旦文章生となった後、文章得業生に進んだことが知られる。さらに同巻に康平六年十月二十六日付の対策文二条、同年十一月八日付の（対策文に関する）評定文があることから、有信が康平六年十一月に対策に及第したことが判明する。このような有信の対策及第以前の主要な経歴は『朝野群載』以外の史料からは得られない情報であり、『朝野群載』が独自に有する史料的価値であると言える。

ただ、他の史料によって裏付けを取ることのできない孤立した本文は客観性に不安があるということもまた事実である。実は『朝野群載』巻十三には、他の史料と齟齬し、明らかに虚偽と見なすべき内容を含む文書が見出される。本稿ではその虚偽の記述を検討することによって、『朝野群載』の模範例文集としての特徴を探ることにしたい。尚、『朝野群載』の本文は東山御文庫蔵本を底本とし、尾州家旧蔵本などを以て私に校訂したものを用いる。

一、康平年間の二通の秀才申文

『朝野群載』巻十三は紀伝道上に充てられ、次のような内容の文書によって構成されている。

書詩体・省試詩題・試衆詩・省試詩評定文・省試詩瑕瑾・学問料申文・秀才（文章得業生）申文・課試宣旨・文章得業生補任官符・策試申文・方略試申文・方略試宣旨・問頭博士申文・問頭博士宣下宣旨・対策文・対策文評定文・勧学会廻文・勧学会経供養願文

巻十三に収める文書で、史実と齟齬する内容を有していると思われるのは、秀才申文の項目に収める次の三篇の申文である。

①「請以文章生正六位上菅原朝臣実平被補文章得業生闕状」長暦三年（一〇三九）二月

②「請以学生蔭孫正六位上藤原朝臣有俊被補文章得業生闕状」康平二年（一〇五九）

③「勧学院学堂 請殊蒙天恩以学生正六位上藤原朝臣敦基補文章得業生献策所状」康平四年（一〇六一）十一月十五日

本稿では、この中から制作年時に康平の年記を持つ②及び③の申文を取り上げて考察を試みることにしたい。

二篇の申文の検討に入る前に、当時の対策制度の運用について確認しておきたい。対策とは、紀伝道の最高課程に於ける論文試験であり、これに及第すれば、将来儒職（儒者としての専門職）に就く道が開かれた。入学から対策に至る径路は、平安中期までは、例えば大江匡衡がそうであったように、学生から寮試に及第して擬文章生となり、さらに省試に及第して文章生となり、文章得業生に推挙された後、数年を経て対策に応じるというものであった。ところが平安後期になると、入学後、学問料を支給された学生（給料学生）が特権的に省試を経ることなく文章得業生に推挙され、対策に臨むという径路が一般的となった。このような流れの中で、平安後期、対策制度の運用上慣例化していた事象を箇条書にまとめれば次の如くである。

1、対策には、文章得業生（定員二名）が上臈の者から順次応じた。これとは別に、文章生が一旦地方官に任官し、方略宣旨を蒙って献策することもあった。『朝野群載』では文章得業生が応じる試験を策試と呼び、文章生出身者が応じる試験を方略試と呼んで区別している。

2、文章得業生が対策に及第した場合、闕員となった文章得業生の替えは給料学生から補充され、それに伴って生じた給料学生の闕員は学生から補充された。したがって、対策とほぼ同時に、秀才宣旨・給料宣旨が下された。

3、文章得業生の闕員には、穀倉院学問料を支給された学生（定員二名）から補充されたが、平安後期以降は、これに勧学院学問料を支給された学生（一名）が加わり、合計三名が闕員の枠を争うこととなった。

以上のことを確認した上で、『朝野群載』所収の申文を検討することにしたい。まず「請以学生蔭孫正六位上藤原朝臣有俊被補文章得業生闕状」の本文と訓読文とを次に掲げよう。この申文を〔申文A〕と呼ぶことにする。申請者の文章博士は、有俊が文章院西曹の所属であることから、菅原定義であると考えられる。

〔申文A〕

請以学生蔭孫正六位上藤原朝臣有俊被補文章得業生闕状

右件有俊者、前式部大輔従三位資業卿孫、大学頭正四位下実綱朝臣之子也。去天喜四年給穀倉院学問料[1]。謂其労効、四年于茲。給料学生随秀才闕早被補者例也。爰文章得業生大江匡房[2]、藤原行家共以献策、徒有其闕、未補其替。然間、有限堂事、自以擁滞。有俊、詞華春鮮、早入繡林之夢、学稼秋茂、久待青藜之星。不挙若人、何励後輩。望請天恩以件有俊補文章得業生、将令養櫟樟之材。仍勒事状、謹請　　処分。

康平二年　月　日　　文章博士

（学生蔭孫正六位上藤原朝臣有俊を以て文章得業生の闕に補せられむことを請ふ状

右、件んの有俊は、前式部大輔従三位資業卿の孫、大学頭正四位下実綱朝臣の子なり。去んぬる天喜四年穀倉院学問料を給す。其の労効を謂へば、茲に四年なり。給料学生の秀才の闕に随ひて早やかに補せらるる者、例なり。爰に文章得業生大江匡房、藤原行家共に以て献策し、徒らに其の闕有り、未だ其の替へを補せず。然る間、有限の堂事、自らに以て擁滞す。有俊、詞華春鮮かなり、早く繡林の夢に入る、学稼秋茂る、久しく青藜の星を待つ。若き人を挙げずは、何ぞ後輩を励まさむ。望み請ふらくは、天恩 件んの有俊を以て文章得業生に補し、将に櫟樟の材を養はしめむとすることを。仍りて事の状を勒し、謹んで処分を請ふ。（下略））

〔申文A〕の言わんとする所は「文章得業生の大江匡房・藤原行家の二人が対策に及第したことで、康平二年現在、文章得業生に闕員が生じ、北堂の行事に支障が生じている。文章得業生の替えは給料学生から補充することが慣例であるから、天喜四年から穀倉院学問料を支給されている藤原有俊を文章得業生に補任して欲しい」というものである。その本文から窺われる史実は、第一に藤原有俊が天喜四年に給料学生となったこと、第二に大江匡房・藤原行家が康平二年、或いはそれ以前に対策に及第し、文章得業生に闕員が生じたことの二点である。そのことを承けて、康平二年、文章博士菅原定義は藤原有俊を文章得業生に推挙したのである。

次に勧学院学堂所属の十名による「請殊蒙天恩以学生正六位上藤原朝臣敦基補文章得業生献策所状」を掲げよう。こ

れを〔申文B〕と呼ぶことにする。

〔申文B〕

勧学院学堂

請殊蒙　天恩以学生正六位上藤原朝臣敦基補文章得業生献策所状

右、件敦基、身生儒家、名聒文苑。玄圃之玉瑩詞、繡林之花結夢。見其淵量、泗水龍才也。因茲去康平二年被給当院学問料矣。倩見鑽仰之功、可及櫟樟之業。爰文章得業生藤原友房、同有俊共蒙綸旨、献策在近、〔給〕料之者、可補其所。今案事情、同日給学問料者已三人也。此中給当院料者、敦基也。当院給料超穀倉院給料補茂才之例、前蹤已存。藤原正家等是也。是則藤原氏院其寄異他之故也。望請　天恩因准先例、以件敦基補文章得業生、且知氏族之貴、且励琢磨之思。仍勒事状、謹請処分。

康平四年十一月十五日　　学頭蔭孫正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣

文章得業生正六位上行丹後掾藤原朝臣有俊
文章得業生正六位上行越前掾藤原朝臣友房
従四位上行文章博士兼讃岐介藤原朝臣実範

（勧学院学堂、殊に天恩を蒙り学生正六位上藤原朝臣敦基を以て文章得業生献策所に補せむことを請ふ状
右、件んの敦基、身は儒家に生まれ、名は文苑に聒（かまびす）し。玄圃の玉詞を瑩き、繡林の花夢を結ぶ。其の淵量を見れば、泗水の龍才なり。茲れに因りて、去んぬる康平二年当院の学問料を給せらる。倩ら鑽仰の功を見れば、櫟樟の業に及ぶ可し。爰に文章得業生藤原友房、同有俊共に綸旨を蒙りて、献策近きに在れば、給料の者、其の所に補す可し。今、事情を案ずれば、同日に学問料を給する者已に三人なり。此の中、当院料を給する者は敦基なり。当院給料の穀倉院給料を超えて茂才に補するの例、前蹤已に存す。藤原正家等、是れなり。是れ則ち藤原氏院、其の寄せの他に異なるの故なり。望み請ふらくは天恩、先例に因准して、件んの敦基を以て文章得業生に補し、且つは氏族の貴きを知らしめ、且つは琢磨の思ひを励まさむことを。仍りて事の状を勒し、謹んで処分を請ふ。（下略））

〔申文B〕の大意は「康平四年十一月現在、文章得業生の藤原友房・藤原有俊の二人が既に策試の綸旨を蒙り、近日中に献策することになっている。したがって後任の文章得業生には康平二年同日に給料学生となった三人の中から補されるのが慣例であるが、勧学院学問料を支給された者が穀倉院学問料を支給された者よりも優先して文章得業生に補されるという先例があるのだから、勧学院給料学生の藤原敦基を他の二人に先んじて文章得業生に補任して欲しい」という

ものである。

〔申文B〕から導き出される史実として、第一に藤原友房・藤原有俊の二人が康平四年十一月の時点で策試の綸旨を蒙っていること、第二に康平二年、給料学生に三名（穀倉院学問料二名、勧学院学問料一名）が補され、この内、勧学院学問料を支給されることになったのは藤原敦基であること、第三に（康平二年に三名の者が学問料を支給されたということは、それと同時に文章得業生の闕員二名も補任されたことを意味するから）康平二年に文章得業生に補任されたのは藤原友房・藤原有俊の二人であること等を指摘することができる。

さて、〔申文A〕と〔申文B〕とは『朝野群載』では隣り合って配列され、しかも執筆年時が二年しか隔たっていない。そればかりか、両者の間には内容上も密接な関わりが見出される。両者を付き合わせて読めば、記述内容に矛盾する所はなく、大江匡房・藤原行家の対策及第に伴って生じた文章得業生の闕員が康平二年、藤原友房・藤原有俊によって補充されたことが暗黙裏に了解される。ところが、ここに他の史料を重ね合わせてみると、二篇の申文にはともに史実に反する記述のあることが判明するのである。

二、申文に見られる虚偽の事実

まず〔申文A〕で問題となるのは、傍線部（2）に文章得業生の大江匡房・藤原行家の二人が、この申文の書かれた康平二年の時点で、ともに対策及第していると記す点である。匡房の対策は『公卿補任』等によって康平元年十二月二十九日であったことが知られるから、たしかに康平二年の時点で匡房の対策及第は誤りではない。しかし一方、藤原

行家の対策は『尊卑分脈』によれば康平三年四月四日であり、これは〔申文A〕の書かれた翌年のことである。『尊卑分脈』の記事に誤りのないことは『中右記部類紙背漢詩集』に見られる行家の官職表記によって裏付けを取ることができる。

『中右記部類紙背漢詩集』には行家が康平年間に出席した二度の詩会の記録が見られる。行家（北家藤原氏日野流、正四位下式部権大輔家経の男）は康平三年二月、世尊寺に於ける即事詩会に「越州員外司馬行家」として出席している。この官職は文章得業生外国（文章得業生を地方官の掾に任じて俸給を与える制度）によって補任されたものであるから、行家は康平三年二月の時点でまだ文章得業生であったことが分かる。そして翌年の康平四年三月三日、式部少輔藤原明衡の七条亭詩会に出席した時の作者表記は「前文章得業生藤行家」であり、これ以前に対策に及第したことが知られる。このように『中右記部類紙背漢詩集』によれば、行家の対策が康平三年二月から康平四年三月までの間であったことが導き出されるのである。これは『尊卑分脈』の伝える対策年時と齟齬しない。行家の対策は康平三年四月四日と見て誤りないと思われる。つまり〔申文A〕の書かれたとされる康平二年の時点で、藤原行家はまだ文章得業生であり、対策には至っていないのである。したがって〔申文A〕の傍線部（2）は史実に反する記述であると断定できる。

次に〔申文B〕の問題点を探ることにしよう。〔申文B〕の傍線部（3）と（5）とを併せ読めば、敦基を含めた三名が康平二年の同日に給料学生に補任されたことが分かる。この三名の内の少なくとも二名は、同じ康平二年に給料学生二名が文章得業生に補任されたことで生じた闕員を充たすために補任されたのである。しかし、康平二年に補任されたと考えられる文章得業生が、大江匡房の替えの一名のみであることは先に見たとおりである。したがって、傍線部（3）（5）の内、少なくとも（5）に同日給料学生に補された人数を「三人」と記すのは事実に反するものと思われる。

さらにまた傍線部（4）も果たして事実を述べたものであるか疑わしい。というのは、『大間成文抄』巻八、課試及第、雖蔵人依課試労給官尻付例に、「康平七　治部少丞藤有俊〈文章得業生〉」とあり、文章得業生であった有俊が康平七年に治部少丞に任官したことが記されているからである。この記事によれば、有俊は対策及第直後の除目で治部少丞に任じられたのであるから、その対策年時は康平六年乃至七年と考えるのが自然である。ところが、康平四年の〔申文B〕には「文章得業生藤原友房、同有俊共に綸旨を蒙りて、献策近きに在り」と記されているのである。この康平四年の時点で有俊が綸旨を蒙り、献策を間近に控えているという記述は事実に反するものであろう。

以上の説明から明かなように、〔申文A〕〔申文B〕はどちらも史実に反する記述内容を持っているのである。それでは一体何故虚偽の内容を含む申文が作成されることになったのか。この点を次に明らかにしたい。

三、本文改変の可能性とその理由

次に掲げるのは『玉葉』承安三年（一一七三）五月二十一日条及び同四年三月二十二日条の記事である。後代の史料であるが、申文に虚偽の記載が為された場合を考える上で、有益な記事である。

〔承安三年五月二十一日条〕文章生宗業〈経尹子、称宗光朝臣息云々〉被方略宣旨。而依為非拠事、被召返了云々。兼光奉行云々。仍被勘発云々。儒中称職事矯飾之由歟。（文章生宗業〈経尹の子、宗光朝臣の息と称すと云々〉方略宣旨を被る。而れども非拠の事を為すに依りて、召し返され了んぬと云々。兼光奉行すと云々。仍りて勘発せらる

と云々。儒中、職事矯飾するの由を称するか。）

〔承安四年三月二十二日条〕長光朝臣来。……密語云、……又宗業ハ去年被召返方略。似有奏事不実之咎。（長光朝臣来たる。……密かに語りて云ふ、……又た宗業は去年方略を召し返さる。奏事不実の咎有るに似たり、と。）

これらの記事は、文章生藤原宗業が一旦は方略宣旨を蒙ったものの、申文の内容に虚偽の事が記されていたことが判明して、宣旨を召し返されたことを伝えている。虚偽の事とは、承安三年五月二十一日条の冒頭に記される「経尹子、称宗光朝臣息」、宗業が藤原経尹（文章生出身の受領）の男であるにも拘らず、藤原宗光（儒者）の男であると詐称したことである。このように、申文の文中に虚偽の記されていることが判明すれば、その申文は必ず無効とされるのであるから、『朝野群載』所収の〔申文A〕〔申文B〕が実際に作成され、除目に提出されたものとは思われない。また申文作者が架空の設定の下に擬作したものであるとも考え難い。とすれば、『朝野群載』撰者の三善為康が本書を編纂するに当たって、実作された文書の本文を後に改変したことが想定されよう。次にその可能性を探ってみたい。

〔申文A〕〔申文B〕には、ともに文章得業生二名が同時に対策に応じた（或いは応じようとしている）ことが述べられていた。これは虚偽の慣例とでも言うべきものであって、そのような事実が当時存在しなかったことは前述のとおりである。ところが、文章得業生が二名同時に補任され、その後同時に対策するということがこれより後の時期に慣例化するのである。次に掲げるのは、寛治年間から大治年間までの間に対策に及第した者の氏名、文章得業生に補任された年月日、対策の年月日を一覧表にしたものである。

（対策年時一覧）

氏名	所属	任文章得業生年時	対策年時	文章得業生在任期間
藤原友実	東	?	寛治四年（1090）	?
藤原国資	西	寛治元年（1087）12/28	寛治五年（1091）12/24	5 年
藤原実光	西	寛治五年（1091）12/29	嘉保二年（1095）12/5	5 年
大江有元	東	嘉保元年（1094）12/28	承徳二年（1098）2/3	5 年
藤原行盛	西	承徳二年（1098）3/30	康和四年（1102）1/11	5 年
大江匡時	東	康和元年（1099）12/29	康和五年（1103）6/3	5 年
藤原令明	東	康和四年（1102）12/28	嘉承元年（1106）1/19	5 年
藤原尹通	東	康和五年（1103）	嘉承二年（1107）1/10	5 年
菅原時登	西	嘉承元年（1106）5/20	天永元年（1110）1/16 申請	5 年
藤原資光	西	天永元年（1110）	永久二年（1114）	5 年
菅原清能	西	文章生から方略宣旨を蒙る	永久二年（1114）1/17	—
藤原有業	西	?	天永二年（1111）	?
藤原顕業	西	天永二年（1111）12/30	永久三年（1115）	5 年
藤原国能	西	永久二年（1114）12/30	元永元年（1118）3/27	5 年
大江匡周	東	永久四年（1116）	元永元年（1118）11/26	3 年
◎藤原永範	東	元永元年（1118）12/30	保安三年（1122）2/2	5 年
◎藤原能兼	東	元永元年（1118）12/30	保安三年（1122）	5 年
大江時賢	東	保安三年（1122）12/29	天治元年（1124）11/17	3 年
藤原茂明	東	保安三年（1122）12/29	天治元年（1124）11/21	3 年
藤原知道	?	(天治元年 1124)	大治元年（1126）12/28	3 年
藤原有盛	西	(天治元年 1124)	大治元年（1126）12/28	3 年
藤原資憲	西	(大治元年 1126)	大治三年（1128）1/14	3 年
藤原有光	東	(大治元年 1126)	大治三年（1128）1/14	3 年
藤原範兼	東	大治三年（1128）12/29	大治五年（1130）12/30	3 年
藤原永光	東	(大治三年 1128)	大治五年（1130）12/30	3 年

この一覧表から判明することは、◎印を付した藤原永範・藤原能兼が文章得業生となった元永元年を画期として、対策の制度に一つの変化が現れることである。その変化とは、◎印の直前までは文章得業生に補任される年時及び対策年時が二名同時ということはなかったが、永範・能兼の二人が元永元年十二月三十日、同日に文章得業生に補任されたのを境として、それ以後は文章得業生二名の同時補任・同時対策が慣例となるというものである。

以上のことを踏まえると、〔申文A〕〔申文B〕の二篇の申文は康平の年記を有しているにも拘わらず、内容的には康平から六十年後に当たる元永・保安年間以降に定着する慣例が述べられていることになる。『朝野群載』が永久四年に一旦成立したが、その後も増補作業が行なわれ、長承・保延頃に一応の成立を見たと考えられることは先に述べた。対策制度の上に大きな変化の現れた元永・保安年間以降とは、まさに三善為康が『朝野群載』を編纂していた時期に当たる。

ここで思い合わされるのが、『朝野群載』には撰者三善為康の生存していた当時の文書が前代の文書に比べて圧倒的に多く収められていること、すなわち当代尊重の姿勢が見られることである。彌永貞三氏はその解題の中で、『朝野群載』所収文書の年時別分布表を提示している。それによれば、時代が降るにしたがって文書の数が多くなる傾向が見て取れ、その頂点は承徳元年（一〇九七）から永久四年（一一一六）までの間であり、この期間に作成された文書が圧倒的に多いのである。永久四年とは『朝野群載』の序文が執筆された年である。『朝野群載』の編纂が何如に同時代を意識して為されたかを、年時別分布表は物語っていると言えよう。当代の文書が重視されているというのは、取りも直さず、本書が実用性を第一義として編纂されたことを示している。とすれば、前代に作成された文書の本文中に編纂当時の慣例に合わない記述が存した場合には、これを当時の慣例に従って書き改めることがあったとしても、何等不思議ではない。撰者三善為康はむしろ当代の慣習に合致するように適切な修正を施してこそ、実用的な模範例文集としての評価が得られるものと考えたのではなかろうか。〔申文A〕〔申文B〕に虚偽の記述が見られる理由を、私は以上のように推測したい。また、為康が本文の修正を施した時期は、『朝野群載』の編纂が最終段階を迎える長承・保延年間に近い時期と見るのが妥当であると思われる。

『朝野群載』に収める文書の中に、本文に改変の加えられているものがあるということは、『朝野群載』がたんなる文書の集成・保存を意図して編まれたものではなく、実用書として利用されることを念頭に置いた編纂書であることを示唆している。そして、本文の改変が制度運用の先例に関する記述に集中して為されている点を見れば、『朝野群載』所収文書を歴史資料として利用するに際しては、できる限り他の史料によって裏付けを取るなどの、慎重な手続きが必要であるように思われる。但し、このことは巻十三のみを考察対象として下した結論であり、今後は他巻についても同様の事例があるかどうかを検証する必要があるだろう。

四、巻十三に収める他の文書の検討

さて、『朝野群載』に当代の慣習を重んじる傾向があることを念頭に置くと、巻十三に収めるその他の文書、例えば冒頭に触れた藤原有信の策試を申請する奏状についても、再検討の余地があるように思われる。これを〔申文C〕と呼ぶことにして、本文と訓読文とを次に掲げる。

〔申文C〕

請被下　宣旨於式部省令課試文章得業生正六位上丹後大掾藤原朝臣有信状

右、件有信、去天喜三年補文章生、康平四年補得業生。先後之労、九年于茲。螢雪之功差淹、櫟樟之材既長。倩案傍例、得業生之後及三箇年奉試之者、蹤跡多存。就中有信、韜淵量於学海、伝華文於儒林。早攀一枝之月桂、送数

稔之星榆。見其偉器、最堪推薦。望請　天恩早降綸旨、令件有信、遂揚庭之志矣。仍勒事状、謹請　処分。

康平六年正月　日　　文章博士

（宣旨を式部省に下され、文章得業生正六位上丹後大掾藤原朝臣有信を課試せしめむことを請ふ状

右、件んの有信、去んぬる天喜三年文章生に補し、康平四年得業生に補す。先後の労、茲こに九年なり。螢雪の功差淹（ややひさ）しくて、櫟樟の材既に長し。倩ら傍例を案ずれば、得業生の後三箇年に及んで奉試するの者、蹤跡多く存す。就中有信は、淵量を学海に韜み、華文を儒林に伝ふ。早く一枝の月桂を攀ぢて、数稔の星榆を送る。其の偉器を見れば、最も推薦に堪ふ。望み請ふらくは天恩、早やかに綸旨を降し、件んの有信をして、揚庭の志を遂げしめむことを。仍りて事の状を勒し、謹んで処分を請ふ。（下略））

〔申文C〕の趣旨は「文章得業生の藤原有信は天喜三年文章生になってから、康平六年の今に至るまで、九年の研鑽を積んでいる。また文章得業生になってから既に三年が経過し、対策に応じる資格を有しているので、対策の綸旨を降して欲しい」というものである。

ここで問題となるのは、傍線部に「倩ら傍例を案ずれば、得業生の後三箇年に及んで奉試するの者、蹤跡多く存す」と、文章得業生になってから三年を経て対策に応じる先例が多く見られる、と述べている件りである。これは文章得業生に補任されて後三年を経過した有信が対策に応じるのに相応しい人物であることを主張する上で、重要な根拠となる記述である。しかし当時実際に、対策に至るまでの文章得業生在任期間は慣例として三年であったのだろうか。康平以

前の対策に関する記録が殆ど残されていないため、断定的なことは言えないが、『二中歴』巻十二、登省歴には「秀才課試、広業〈二年〉、資業〈三年〉、其子孫皆三年課試。国資〈五年〉課試依例也」と、文章得業生になってから対策までの年限は五年が慣例であるが、北家日野流の出身者は優遇され、三年であったと記されている。有信は実綱の三男であり、資業の孫に当たるから、まさに日野流の出身者に該当する。有信の前後では、広業孫の正家が永承二年（一〇四七）文章得業生、同三年対策及第で二年（『朝野群載抄』）、資業男の実政が長暦元年（一〇三七）十二月文章得業生、長久元年（一〇四〇）十二月二十一日対策及第で四年（『公卿補任』）、実政男の清宗が承保元年（一〇七四）十二月二十九日文章得業生、同三年十二月二十一日対策及第で三年（『大間成文抄』巻八、課試及第）と区々だが、資業とその孫清宗に先例があるように、三年の者がいなかったわけではない。したがって傍線部を虚偽と見なすことはできないが、前掲の一覧表中、国資・実光・行盛・資光・有業・顕業・国能といった面々はみな日野流に属するから、寛治年間以降は、日野流出身者であっても、文章得業生になってから五年を経て対策に臨むということが通例となっていたようである。それが、先に見た文章得業生二名の同時補任・同時対策に切り替わるのと揆を一にして、三年に短縮されるのである。一覧表を見れば、大江時賢・藤原茂明を境として、文章得業生在籍年限が五年から三年に短縮されたことが分かるであろう。

〔申文C〕に本文の改変があったかどうかは明らかではないが、仮に本文の改変がなかったとしても、〔申文C〕が『朝野群載』に収められることになったのは、文中に文章得業生在任期間の康平頃の慣例として記されている三年が、たまたま『朝野群載』編纂当時の慣例に合致していたという理由に因るものであると思われる。そして、〔申文C〕が『朝野群載』に収められることになった時期は天治元年以降のことになるかと思われる。

〔参考文献〕

彌永貞三「朝野群載」（『国史大系書目解題』上巻、一九七一年、吉川弘文館）
木本好信「解題 『朝野群載』と三善為康」（『朝野群載総索引』、一九八二年、国書刊行会）
高田義人「『朝野群載』写本系統についての試論―慶長写本・東山御文庫本・三条西本・葉室本を中心として―」（『書陵部紀要』第五十四号、二〇〇三年）
五味文彦「文士と諸道の世界 『朝野群載』を読み解く」（『書物の中世史』、みすず書房）
高田義人「『朝野群載抄』について」（『栃木史学』第十八号、二〇〇四年、國學院大學栃木短期大学史学会）
朝野群載研究会「『朝野群載』巻二二：校訂と註釈（1）～（6）」（『東京大学日本史学研究室紀要』第十一号～第十六号、二〇〇七年～二〇一二年）
後藤昭雄「『朝野群載』文筆部考――文体論の視点から」（『本朝漢詩文資料論』、二〇一二年、勉誠出版）

〔附記〕本稿は二〇一二年九月三十日、第三十一回和漢比較文学会大会（於同志社女子大学）で行なった「『朝野群載』巻十三所収の秀才申文三篇は実作か」と題する口頭発表に基づくものである。席上、小野泰央氏から「申文の本文中、発表者が後代の改変と見なした部分は、申文に特有の誇張表現に過ぎないのではないか」との批判を受けた。たしかに申文の中には誇張表現の見られるものがあり、その指摘は極めて重要である。しかし、その誇張表現は申文当事者の経歴に関わる部分に存するものであり、申文作者自身によって為されたものに他ならない。これに対して私が本稿で問題としたのは、『朝野群載』所収の申文にその日付の時点で誰の眼から見ても明白な虚偽の記載が為されていることである。この虚偽の記載は本来申文中に存したものではなく、後人の所為と考えられることから、小野氏の言う誇張表現とは全く次元を異にするものだと思う。